

【水道課からのお知らせ】 ～受水槽清掃のお願いと水道メータについて～

◆受水槽の清掃はお済みですか？

水道メータから先の受水槽や給水設備の維持管理は、設置者または管理者が行うことになっています。

水道法では、受水槽の有効容量が10m³を超えるもののみ、管理状況の検査の受検を義務づけていますが、町では、安心して水を使用していただくために有効容量が10m³以下の小規模な受水槽についても自主的に1年に最低1回以上清掃するよう定めています。

まだ、受水槽の清掃がお済みでない方は、ぜひこの機会に点検・清掃をお願いします。

◆水道メータ取替工事について

本町では、法令に基づき有効期限が満期となる水道メータの交換を実施しています。

通常の交換に係る費用については、お客様の負担はありませんが、メータ設置後にその上に支障物件を設置したり、アスファルト舗装で止水栓を覆ってしまった場合など、特別な作業を必要とする場合にはお客様の負担となることがあります。

本年度のメータ取替工事は、(株)関組、(有)石渡管工設備、(株)高橋配管設備の3社が行いますのでご理解をお願いします。工事期間は11月16日までの予定です。

◆建物の解体の際は、『水道メータ』を返却してください！

『水道メータ』（建物の壁に設置しているメータ及び地下に埋設されているメータ本体）は、水道料金算定のために町が皆さんの各ご家庭に設置しているものです。水道を使用していた建物を解体する場合、町設置の『水道メータ』は町に返却しなければなりません。

最近、建物の解体に伴い、水道メータの紛失や漏水の原因となる不適切な処理が発生しています。建物の解体を行う場合は、必ず「余市町指定給水装置工事事業者」と相談し、水道メータの撤去・返却を依頼してください。

問合せ 水道課 ☎21-2130

【地域協働推進課からのお知らせ】

～北海道原子力防災カレンダーに掲載する絵画を募集します～

北海道では、町内の全戸を対象に、北海道原子力防災カレンダー2019を配布します。

そこで、このカレンダーに掲載する絵画を、町内の小・中学校に在学する児童・生徒から募集します。

応募いただいた絵画のうち、入選作品をカレンダーに掲載させていただく予定です。

作品のテーマ 町内のイベントや行事、四季折々の風景（自作、未発表のものに限ります。）

用紙サイズ B3（約36cm×約51cm）または四つ切り（約38cm×約54cm）を横長で使用

※使用する画材は自由です

提出締切 8月31日（金）

応募方法 用紙裏面に①学校名、②学年、③氏名（ふりがな）、④住所、⑤電話番号、⑥作品名を記載し、役場 地域協働推進課へ郵送または持参してください。

郵送先 〒046-8546 余市町朝日町26番地 余市町総務部 地域協働推進課 防災グループ 行

問合せ 地域協働推進課 防災グループ ☎21-2142

余市町の空間放射線量率の状況

空間放射線量率は「**平常レベル**」でした

測定日：5月24日～6月21日

最高値：45nGy/h

最低値：37nGy/h

平均値：39nGy/h

※直近の測定結果については、町ホームページでご覧いただけます。

私たちは日常的に自然界から微量の放射線を浴びています。平常時に測定される「空間放射線量率」は10～60ナノグレイ毎時（nGy/h）程度で、雨が降ると一時的に上昇する場合があります。

問合せ 地域協働推進課 ☎21-2142